

第二次清瀬市環境基本計画実行計画

(令和4年度～令和7年度)

清瀬市

令和4年3月

目次

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の進行管理	1

第2章 実行計画

1 施策体系	2
2 施策の展開	3
Ⅰ 低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）	3
(1) 地球温暖化・エネルギー対策	
(2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進	
Ⅱ 持続可能な循環型のまちを実現する（循環）	5
(3) 廃棄物の発生抑制と減量化	
(4) リサイクルの推進	
(5) 廃棄物適正処理対策	
Ⅲ 人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）	7
(6) 自然環境の保全・活用	
(7) 生物多様性の保全	
(8) 土地の効果的利用	
Ⅳ 安全・安心で快適なまちを実現する（安全・安心）	14
(9) 公害防止対策	
(10) 化学物質による汚染防止対策	
(11) 雨水等の対策	
(12) 美しいまちの創造	
(13) 道路・交通対策	
(14) 防災環境の整備	
Ⅴ 環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）	19
(15) 環境教育・環境学習の推進	
(16) 環境情報の発信・共有	
(17) パートナーシップの構築	

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

第二次清瀬市環境基本計画実行計画（以下、「実行計画」という。）は、環境基本計画に定める環境像の実現を目指し、環境の目標および基本的施策の達成に向けて、施策を確実に推進するための計画です。実行計画の基礎となる第二次環境基本計画は、平成28年3月に改定を行い、10カ年の計画として策定しました。実行計画は、第二次環境基本計画に沿って施策を展開します。

なお、実行計画の実効性を高めるため、市報やホームページ等を通じて広く市民、事業者にも周知し、各施策を推進、啓発していきます。

2 計画の期間

本計画は、令和元年度から令和3年度を計画期間としていた前実行計画の内容を引き継ぎながら、令和4年度から第二次環境基本計画の計画期間終期である令和7年度までを計画期間とすることとします。

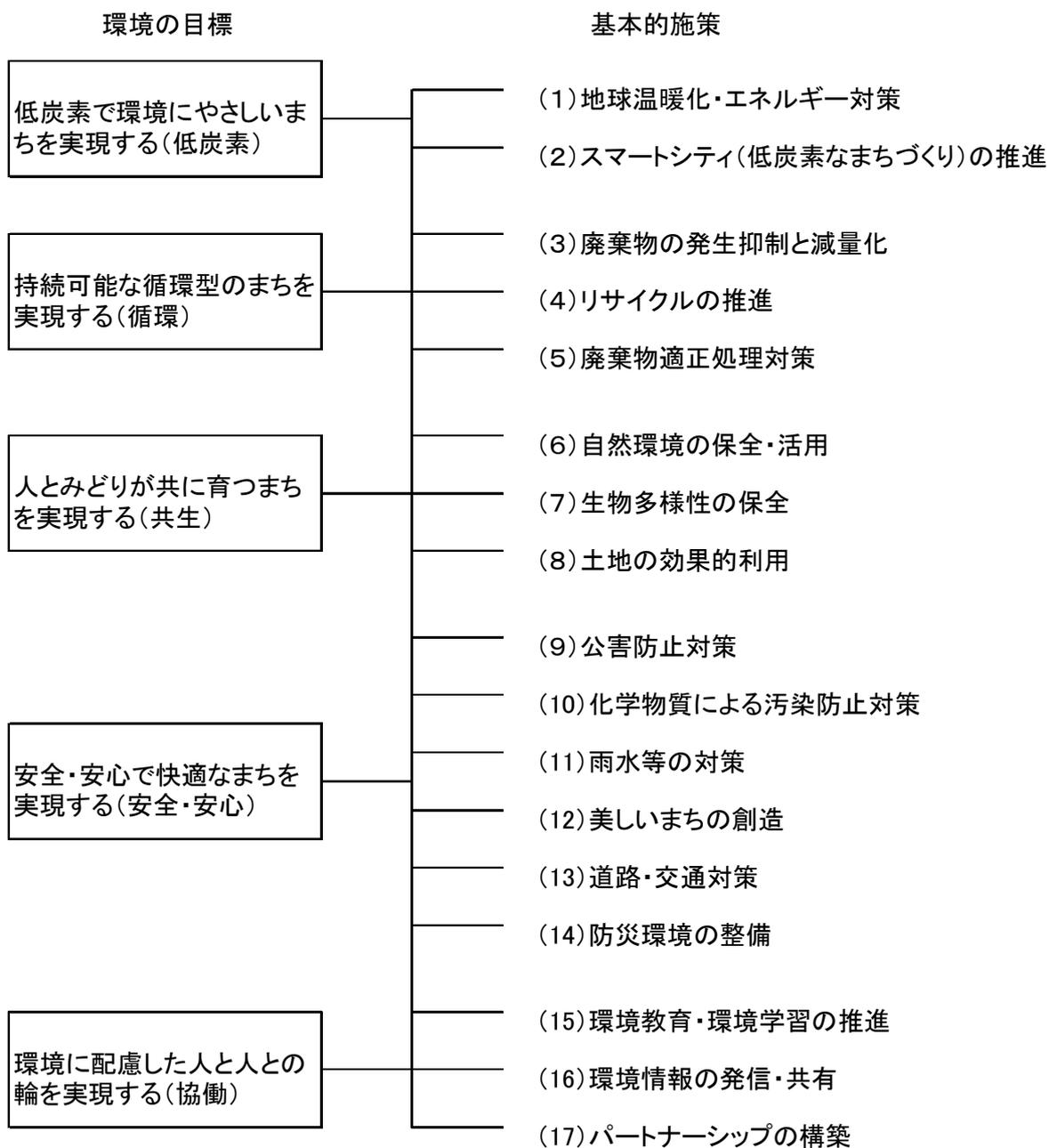
なお、実行計画は、社会情勢の変化や基本計画の改定などに合わせ、必要に応じて見直します。

3 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために適切な進行管理を行う必要があります。本計画の進行管理として、PDCAサイクルを繰り返すことにより事業の継続的な改善を図ります。

第2章 実行計画

1 施策体系



2 施策の展開

I 低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）

＜施策の方向＞

二酸化炭素などの地球温暖化ガスの排出を抑え温暖化を抑制するため、省エネルギーに関する情報提供を市民に行うなどの啓発活動や、再生可能エネルギー利用促進を図る支援策を行っていきます。

また、市民や事業者に対し、地球温暖化やエネルギー問題についての啓発・周知を継続して行う事で低炭素なまちづくりを実現していきます。

（1）地球温暖化・エネルギー対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、省エネルギー型製品等の環境に配慮した製品や省エネルギー手法等の情報提供を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
1	省エネルギーに関する情報提供	市報・HPによる啓発 (年1回以上)	⇒	⇒	⇒	環境課

◇省エネルギーの推進

公共施設においては、冷・暖房に関して、省エネルギーを配慮した設定を図るとともに、市民・事業者等に対する奨励に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
2	地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)の推進	目標年度である令和7年度 までに温室効果ガス削減量 の目標値実現を目指す。 目標値: 3,228 t-CO ₂ eq	(目標値) 3,113 t-CO ₂ eq	(目標値) 2,998 t-CO ₂ eq	(目標値) 2,882 t-CO ₂ eq	環境課

公用車の買い替え時等には低公害車・低燃費車の導入を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
3	低公害車の導入	水素自動車 1台導入 電気自動車 1台導入	電気自動車 1台導入	電気自動車 1台導入	電気自動車 1台導入	総務課 ・ 環境課

(2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進

◇普及・啓発

現状の太陽光発電設備・家庭用燃料電池の補助に加え、多様な省エネルギー機器の導入に対し補助ができるよう、補助金の見直しを行いながら省エネルギー機器を推進します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
4	省エネルギー機器の導入支援	対象機器の拡充など、補助制度の見直しを実施。 助成件数 75件	助成件数 75件	⇒	⇒	環境課

II 持続可能な循環型のまちを実現する（循環）

<施策の方向>

私たちの日常生活や事業活動について、一人ひとりが物を大切に作る心と廃棄物を減らすための意識を高く持ち、「ごみを出さないライフスタイル」への転換と「循環型社会」の実現を更に推し進めていきます。

（3）廃棄物の発生抑制と減量化

◇普及・啓発

市報やホームページ等でごみ問題の啓発、ごみ減量、資源化等に関する情報提供を行います。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
5	ごみ減量、資源化等に関する情報提供	市報・HP・アプリ等で情報提供 (随時) 市報特集(年1回以上)	⇒	⇒	⇒	環境課

◇家庭ごみの減量

清瀬市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制、減量化を促進します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
6	1人1日当たりの家庭ごみの排出量	408g/人・日	402g/ 人・日	396g/ 人・日	389g/ 人・日	環境課

(4) リサイクルの推進

◇普及・啓発

情報提供のツールとして「ごみ分別アプリ」による情報提供を行っていきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
7	広報活動の充実	ごみ分別アプリによる情報提供を継続 ダウンロード累計目標値 17,000件	ダウンロード 累計目標値 18,000件	ダウンロード 累計目標値 19,000件	ダウンロード 累計目標値 20,000件	環境課

◇事業者との連携

ごみの資源化に向け、資源ごみ収集業者、資源化業者等の連携を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
8	資源ごみ収集業者、 資源化事業者との連携	資源物排出状況の把握と分別指導。 社会情勢や関連法律に対応した 分別区分の検討	⇒	⇒	⇒	環境課

◇リサイクルの推進

ごみの減量と資源循環の実現を目指すため、使用済み小型家電やインクカートリッジの回収業者等を通じて、市が主体となりリサイクルシステムの確立に向けた取り組みのさらなる推進を図り、資源化の向上に取り組んでいきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
9	資源化率の向上	37.3%	37.6%	37.9%	38.2%	環境課

(5) 廃棄物適正処理対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、廃棄物の適正処理に関する情報提供を行い、啓発を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
10	産業廃棄物の適正処理 ・不法投棄の防止	事業系廃棄物の減量化や、 適正処理の情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	環境課

Ⅲ 人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）

<施策の方向>

市内に残されている豊かな自然を活かし、気軽に自然と触れ合える環境を整える事で、健やかな生活環境を保っていきます。さらには豊かな自然環境の中で日常を送る事で、市民一人ひとりがみどりの役割や重要性を理解し、清瀬市のみどりを誇りに思い、守るために何が必要かを考え、積極的に環境保全のための活動を行えるようにします。

（6）自然環境の保全・活用

①水辺空間の整備

◇水質調査

市内河川の水質調査を継続し良好な水質を保つように努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
11	市内河川の水質調査	空堀川2カ所、柳瀬川3カ所を月1回調査。調査結果は年1回まとめて公表する。	⇒	⇒	⇒	環境課

◇積極的な支援

市民団体等が実施する河川清掃などのボランティア活動を積極的に支援します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
12	活動団体の支援	環境保全活動での協働や広報活動を支援	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇水辺空間の利用

河川の水辺空間の有効利用を図り、河川に沿って連続した緑陰を作り、水辺レクリエーション拠点の形成に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
13	管理用通路の維持管理	市民の利用を促すため、補修及び維持管理の実施	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇親水空間の創出

多様な動植物が生息・生育できる水辺環境の創出に取り組みます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
14	親水スポットの維持管理	清瀬せせらぎ公園内、宮下橋からの「生態保存ゾーン」を中心とした維持管理の実施	宮下橋から親水公園までの維持管理の実施	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇都と近隣自治体との連携

河川やその周辺の環境を保全するとともに、人と水とのふれあいの場など、潤いや安らぎのある水辺空間の創出に向けて、都や近隣自治体と連携していきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
15	水辺の親水整備	清瀬橋付近河川敷を利用した公園について、清瀬橋付近整備懇談会の意見を取り入れ、東京都と連携しながら整備、開園	開園後の課題の洗い出しと対応	⇒	⇒	水と緑と公園課

②緑の保全・活用・創出

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、清瀬市みどりの環境を作る条例における建築行為時などの緑化義務について周知します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
16	緑化義務の周知	緑化義務の周知、啓発をHP等で行う。	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇緑の保全・緑化

武蔵野を表現する雑木林、武蔵野の暮らしを象徴する屋敷林などの貴重な緑の保全に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
17	保全・管理計画の方針・計画の実施	野塩一丁目市有林の萌芽更新を実施	⇒	中里一丁目緑地の萌芽更新を実施	その他対象地域の検討・研究	水と緑と公園課

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
18	生け垣設置の推進	緑豊かな街並みを推進するため、生け垣の効果についてHPなどで周知・啓発を行う。	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇自然環境の維持・保全

雑木林を保全すべき地域を明確にし、保存樹林や緑地保全地区などの指定により自然環境の維持・保全に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
19	特別緑地保全地区等の指定及び公有地化	令和8年度までに、せせらぎ緑地用地約0.2ヘクタールを買収する。	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇農業の推進

都市農業を理解してもらうため、市民向けに地場産野菜等を使用した料理講座や勉強会を実施するとともに、市民農園の利用者を対象とした園芸講習会を開催します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
20	市民を対象とした市内農業に親しんでもらう事業の実施	地場産野菜等を使用した、料理講座や勉強会等の実施。脱炭素に有効な緑肥などの導入を推進し市民へのPRを行う。	⇒	⇒	⇒	産業振興課

(7) 生物多様性の保全

◇生物が住みやすい環境の創出

生き物が住みやすい環境を創るため、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
21	公園等における生き物の生息可能な環境の保全	生き物の生息環境を守るため、河川敷や大きな公園の管理作業時、自然保護団体の立ち合いを実施	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇生物多様性地域戦略の策定

生物多様性の保全及び持続的な利用を推進するため、「生物多様性基本法」で策定が求められている「生物多様性地域戦略」の策定について検討します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
22	清瀬市みどりの基本計画の推進	清瀬市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)の、生物多様性の保全に関する各施策を推進する。	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

(8) 土地の効果的利用

①緑との共存

◇地域特性を活かした住環境

地区計画を策定し、適切に運用していくことで、地域特性を活かしたまちづくりの推進を図っていきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
23	地域特性を活かしたまちづくりの方向性	地区計画の適切な運用	⇒	⇒	⇒	都市計画課

◇ふれあい農業の推進

農業を活性化するには、農産物の販売促進が必要であり、農業まつり等のイベントによる周知活動及び直売所マップの配布等に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
24	新鮮で安全・安心な野菜販売の促進	料理講座等の各種イベントでの清瀬市産の野菜を使用・販売を促す。 農産物直売所マップ等の配布により、地場野菜のPRの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	産業振興課

◇地元農業の活用

清瀬駅南口方面やスーパー等の少ない地区における地場農産物の販売促進とPRに努め、地元農業の活性化と市民生活の向上に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
25	地産地消の推進	フードマイレージの取組として地産地消を推進するため、清瀬駅南口方面や中里地域市民センター等で実施している地場農産物の販売・PR等の充実を図る。 地場農産物の使用した加工食品等の開発を促す。	⇒	⇒	⇒	産業振興課

②公園の整備

◇公園の緑化

公園の緑を守るため策定された「公共施設のみどりの管理方針」に基づき、植生管理に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
26	市有林や公園などの公共施設のみどりの管理方針に基づき計画的な剪定の実施	「公共施設のみどりの管理方針」に基づき計画的な剪定を実施	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

◇地域の特性を活かした公園整備

市民の声を参考にして、地域の特性を活かした公園整備を推進するよう努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
27	地域の特性を生かした公園整備	「清瀬駅南口地域児童館等整備基本計画」に基づき中央公園等の基本設計を行う。	実施設計	整備工事	⇒	水と緑と公園課

◇ネットワークの形成

緑の軸をもとにして、公園、水辺、ポケットパークなどを歩道によって、市内を循環する「緑の散歩道」を形成し、魅力的な資源を結ぶネットワークの整備に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
28	柳瀬川回廊事業の推進	柳瀬川崖線緑地を拡大するため、測量と都市計画変更を実施	⇒	「花のある公園」整備工事	開園	水と緑と公園課

◇公園の適正配置

市内において、公園の少ない地区など、偏りを解消するとともに、公園の統廃合やオープンスペースの確保など公園の適正配置に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
29	公園の計画的な再整備	公園不足地域においては、2,000㎡以上の開発による公園整備を推進する。また、不足地域における生産緑地の買取申出は、取得を検討する。	⇒	⇒	⇒	水と緑と公園課

IV 安全・安心で快適なまちを実現する（安全・安心）

＜施策の方向＞

市民が健康で安全かつ快適に暮らせる地域社会を実現するため、公害や有害化学物質から市民の生活環境を守り、地域特有の自然資源や文化資源を十分に活用した清瀬らしい景観・美観の維持、向上、さらに快適で安全な道路・交通環境を確保します。

また、市、市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割と責任のもとに相互に協働・連携して災害に強いまちづくりを推進します。

（9）公害防止対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、市民の生活環境に関する意識の向上、生活マナーの向上に向けた啓発を行います。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
30	市民の生活環境に対する意識の向上	市報・HP等による情報提供年1回以上	⇒	⇒	⇒	環境課

◇調査

大気汚染、騒音・振動調査等を継続し、環境調査の充実を図るとともに、緊急時の対応の周知など、市民の安全対策を推進します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
31	大気、騒音、振動等の定期調査	定点観測と公表の実施、市報・HP等で年1回公表	⇒	⇒	⇒	環境課

◇指導

事業所・建設現場からの騒音・振動・悪臭については、事業者による自主的な環境負荷低減を促進するとともに、法令や条例等に基づいた規制・指導を行い、事業者から発生する環境負荷の低減を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
32	法令や条例等に基づいた規制・指導	個別調査及び事業所等への指導	⇒	⇒	⇒	環境課

◇自動車使用抑制の普及・啓発

市報やホームページ等で、市民・事業者自動車から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換を促進します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
33	市民、事業者に移動手手段の転換を推進	市報・HP等で呼びかけを行う。	⇒	⇒	⇒	環境課

(10) 化学物質による汚染防止対策

◇適正管理・指導

適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導を行います。なお、対象事業者には毎年定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量の削減等を促します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
34	化学物質の適切管理を図る	年に一度適正管理化学物質の使用量等の報告書を事業者に提出させると共に、より安全な化学物質への転換や排出量の削減等の指導をする。	⇒	⇒	⇒	環境課

(11) 雨水等の対策

◇雨水管の整備

道路冠水を防ぐため、雨水幹線整備及び枝線接続を行っていきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
35	柳瀬川右岸第8-1排水区浸水対策事業	雨水幹線整備	雨水幹線整備・枝線基本設計	雨水幹線整備・枝線実施設計	枝線整備	下水道課

(12) 美しいまちの創造

◇地域の自然環境との調和

周辺環境と調和した公共施設の整備をします。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
36	公共施設建設事業による取り組み	周辺環境に配慮を行いながら公共施設整備に取り組む。	⇒	⇒	⇒	建築管財課

◇ボランティア活動の支援

地域で行う清掃・美化活動などのボランティア活動を支援します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
37	地域の美化活動の推進	アドプトシステムへの取組支援の継続 市内一斉清掃の取組継続	⇒	⇒	⇒	環境課

◇放置自転車対策

放置自転車の撤去等の対策により、放置自転車の解消を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
38	放置自転車の解消	特に駅周辺の道路上(歩道含む)にある自転車等に対し注意喚起をするとともに、悪質な放置自転車等を保管場所へ移送	⇒	⇒	⇒	道路交通課

(13) 道路・交通対策

◇幹線道路の整備

幹線道路の未整備路線については、沿道地域の特性や住環境に配慮して、騒音などの環境対策を進めながら整備に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
39	工事に伴う 公害防止の推進	市道0110号線 舗装打換工事 (郷土博物館東信号 から清瀬駅北口方面)	市道0110号線 舗装打換工事 (志木街道付近)	市道2188号線 舗装打換工事 (清瀬駅北口周辺)	市道1159号線 舗装打換工事 (大林組技術研 究所付近)	道路交通課

◇自転車利用の推進

環境負荷のない自転車の利用を推進し、自転車と歩行者がお互いに安全で快適に通行できるよう対策に努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
40	自転車が安全に 移動しやすい環 境整備	「自転車ナビライン」の設置やマナーを促す「看板」等の設置を進め、自転車と歩行者が共存できる走行空間の確保に努める。	⇒	⇒	⇒	道路交通課

◇バスによるネットワークの形成

コミュニティバス「きよバス」の運行体制等を検討します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
41	コミュニティバス「きよバス」 の運行体制等を検討	2ルート・365日・24便運航 ・乗降調査・事業検証	⇒	⇒	⇒	道路交通課

◇歩行者に配慮した道路

既存道路の改修などの際には、バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備に努めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
42	歩道のバリアフリー化	けやき通り・清瀬駅北口 の歩道整備	⇒	⇒	⇒	道路交通課

(14) 防災環境の整備

◇防災活動拠点の強化

自治会やマンションの管理組合等に対して、地域防災力を強化するため自主防災組織の登録を呼びかけていきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
43	自主防災組織の拡充	自主防災組織 (20団体)	自主防災組織 (21団体)	自主防災組織 (22団体)	自主防災組織 (23団体)	防災防犯課

風水害を想定した水防訓練、地震を想定した防災訓練など市民参加の訓練を実施し、防災に関する知識及び知識の高揚を図り、災害に強い環境づくりに寄与する。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
44	市民参加型訓練の実施	年2回以上実施	⇒	⇒	⇒	防災防犯課

◇ライフラインの確保

災害用食糧を備蓄し、災害時に備えていきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
45	防災拠点の防災性の向上	毎年1/5ずつ購入し、 ローリングストックする。	⇒	⇒	⇒	防災防犯課

V 環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）

<施策の方向>

市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深め、環境問題について自ら考える事で、自主的な環境配慮行動を実践できる事を目標に、環境教育・環境学習の機会を充実させると共に、市、市民、事業者、環境保全団体などがそれぞれの立場で活動しながら相互に協働・連携し、人と人との輪を構築していけるように情報や活動の場を提供します。

(15) 環境教育・環境学習の推進

◇生涯学習の推進

子供から大人まで市民みんなが学べる、生涯学習における環境学習の充実を図るよう努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
46	3R講座の開催	ごみ処理施設見学会(三多摩は一つなり交流事業)を実施 出前講座を開催し、地域住民への周知啓発を行う。	⇒	⇒	⇒	環境課

◇市民参加の構築

学校において、学習指導要領に基づき、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じた環境教育を行う中で、外部人材団体、施設等の活用・連携の推進を図ります。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
47	外部人材団体、施設等の活用・連携の推進	小学校第4学年社会科学習に基づき 社会科見学を実施 (柳泉園やリサイクルセンターへの訪問)	⇒	⇒	⇒	教育指導課

◇教材の活用

学校教育において、副読本などの教材を活用し、環境教育を推進するよう努めます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
48	小中学校における環境教育活動	小学校:社会科に基づく学習 中学校:社会科や理科を中心とした教科書に基づく学習	⇒	⇒	⇒	教育指導課

◇環境リーダー

「きよせの環境・川まつり」などのイベントで、より多くの人に環境について学習してもらえるよう、市内環境ボランティア団体と協力・連携していく。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
49	環境学習の推進	「きよせの環境・川まつり」などのイベントでの協力体制の拡充を図る。	⇒	⇒	⇒	環境課

(16) 環境情報の発信・共有

◇情報の提供

放射性物質について、市民に正しい情報を提供するため、空間放射線量を定期的にホームページで公表します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
50	空間放射線量などの情報提供	月1回、市内1カ所で測定した空間放射線量測定結果をHPで公表する。 また、今後の測定方法等について検討をする。	⇒	⇒	⇒	環境課

(17) パートナーシップの構築

◇環境保全活動支援

市民や市内の環境保全団体等の活動内容のPRや市民の環境意識の向上を目的とした、「きよせの環境・川まつり」を実施していきます。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
51	きよせの環境・川まつりの実施	「きよせの環境・川まつり」を実施し、市民や事業者等が「環境保全の主役は私たちである」ことをさらに認識できるよう、事業のあり方や体制を検討していく。	⇒	⇒	⇒	環境課

◇情報の発信

本市の実施している大気・水質・騒音の各環境調査の結果について、年1回「環境調査の概要」としてまとめ、ホームページ等で公表します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
52	環境調査の概要	市の環境施策の実施状況及び環境測定結果についての報告書を作成し、年1回公表する。	⇒	⇒	⇒	環境課

◇市民・専門家の声

市の環境施策、環境問題、環境基本計画の実施状況等について審議していただく「清瀬市環境審議会」を開催します。

番号	取組	4年度	5年度	6年度	7年度	担当課
53	環境審議会の開催	年1回～2回開催	⇒	⇒	⇒	環境課

第二次清瀬市環境基本計画実行計画

令和4年3月

発行／清瀬市

編集／清瀬市市民環境部環境課